

京都市告示第 243号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第8条第1項の規定による特定施設の構造等の変更の許可申請がありましたので、第5条第4項の規定により、その概要を次の1のとおり告示します。

なお、この特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次の2のとおり縦覧します。

平成26年7月29日

京都市長 門川 大作

1 申請の概要

(1) 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称：月桂冠株式会社

住 所：京都市伏見区南浜町247番地

代表者氏名：取締役社長 大倉 治彦

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称：月桂冠株式会社 大手蔵

所 在 地：京都市伏見区下鳥羽小柳町101番地

(3) 変更しようとする事項の変更前及び変更後の内容

ア 雨水排水口の数及び位置の変更

別表1のとおり

イ 工事の着手及び完成並びに使用開始の予定年月日

着工予定年月日：法第8条第1項の許可のあった日

完成予定年月日：着工の日から30日を経過した日

使用開始年月日：完成の日

2 縦覧期間及び縦覧場所

(1) 期間

平成26年7月29日から同年8月19日まで

(2) 場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 北庁舎8階

京都市環境政策局環境企画部環境指導課内

別表 1

変更前	変更後	汚水等の汚染状態の 値及び量
旧図面番号	新図面番号	
No. 7 (雨水専用)	廃止	雨水専用排水口 のため省略
No. 8 (//)	No. 25	//
No. 9~12 (//)	廃止	
No. 13 (//)	No. 26	//
No. 14~17 (//)	廃止	
No. 18 (//)	No. 27	//
No. 19 (//)	廃止	
No. 20 (//)	No. 21	//
No. 22 (//)	No. 19	//
No. 23 (//)	廃止	
No. 24 (//)	No. 17	//
No. 25 (間接冷却水専用)	No. 16	間接冷却水専用排水口 のため省略
No. 26 (雨水専用)	No. 15	雨水専用排水口 のため省略
No. 27 (//)	No. 14	//
No. 28 (//)	No. 13	//
No. 29 (//)	No. 12	//
No. 30~31 (//)	廃止	
No. 32 (//)	No. 2	//
No. 33~34 (//)	廃止	
No. 35 (//)	No. 3	//
No. 36 (//)	廃止	
No. 39 (//)	No. 5	//
No. 40 (//)	No. 6	//
No. 42 (//)	廃止	
No. 43 (//)	No. 8	//
No. 44 (//)	廃止	
No. 45 (//)	No. 9	//
No. 48 (//)	No. 24	//
No. 49~51 (//)	廃止	
No. 52 (//)	No. 23	//
No. 53 (//)	No. 22	//
No. 54~61 (//)	廃止	
	No. 10 (雨水専用・新設)	//
	No. 28 (//)	//

(環境政策局環境企画部環境指導課)